

1. 下記の情報をご記入ください

C-1

記 入 日	20	年	月	日
共済会名		職場名		
個人番号 (職員番号)	※マイナンバーではありません			
フリガナ				
共済契約者 氏名				

同意事項

私は、全教共済で定める個人情報の取り扱いについて同意し、共済金請求をします。
貴会が必要とした時は、請求内容の事実確認を業者等におこなうことに同意します。

振込口座	銀行 労金 農協	支店名		支店番号		口座番号 ※右詰めで記入							
	信用金庫 信用組合	預金種目	☐ 普通 ☐ 貯蓄	口座名義人 ※カタカナで記入									

※共済契約者の口座をご記入ください(共済契約者死亡時は受取人のもの)

2. り災した物件の住所を記入もしくは印字内容を確認し誤りがあれば修正してください。

所在地		
	物件番号:	坪数:

3. り災日を記入し、り災内容について該当項目に☑を入れてください。

事由発生日 (り災日等)	年	月	日
火災・火災等	☐ 火災 ☐ 破裂・爆発 ☐ 車両の衝突 その他の不慮の人為的災害 ☐ ①物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ☐ ②他人の居室で生じた事故の水濡れ損害 ☐ ③給排水設備で生じた事故の水濡れ損害 ☐ ④突発的な他人の直接加害行為で5万円以上の損害 ☐ 風呂の空焚き、風呂釜のみ被害 ☐ 落雷		
自然災害	☐ 風災(台風、旋風、突風、竜巻、暴風等) ☐ ひょう災(降ひょう) ☐ 雪災(降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩による損害等) ☐ 水災(洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ、落石等の水災)		
地震・地震等	☐ 地震・噴火・津波(それらを起因とした火災含む)		
その他	☐ その他()		

4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無を必ず記入してください。

他の契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の手続き
☐ 無 ☐ 有					☐ 未 ☐ 済
※有の場合は右側にご記入ください。					☐ 未 ☐ 済

【共済契約者死亡時のみ】受取人の情報をご記入ください

受取人	フリガナ	続柄	〒住所 TEL
氏 名			— —

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。
詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

※ 以下共済会で記入 ①相殺☐有 ☐無 ②返金☐有 ☐無

共済	年 月 ~ 年 月	円 相殺・返金
共済	年 月 ~ 年 月	円 相殺・返金
共済	年 月 ~ 年 月	円 相殺・返金
共済	年 月 ~ 年 月	円 相殺・返金

建物			
家財			
地震			
借家			
構造			
区分			

共済会	全教共済
年 月 日	年 月 日

火災・自然災害共済の給付申請をされる方へ【地震災害の場合】 (おうちの共済)

○地震・噴火・津波が発生し、り災した場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。

(損害範囲・内容によっては、外部会社の鑑定事務所の鑑定人による現地調査をおこなうことがあります。)

○給付申請書の該当欄に必要な事項を記入し、必要書類を添付して各共済会までお送りください。早めの申請をお願いします。

○総合共済にもご加入の場合は、共済契約者本人の居住する建物の被害について、自然災害見舞金を合わせて給付します。

1. 「地震災害見舞金」と「地震災害共済金」の給付対象となる事由

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災（延焼・拡大を含む）、損壊、埋没または流失によって共済目的である建物および家財※について生じた損害
(※家財は地震災害見舞金については対象外)

●以下のものは「地震災害」の共済目的物ではありません。

- ・門、塀、垣根その他の建物の付属工作物
- ・建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物（付属建物の中の家財は共済目的物です。）

2. お支払いする共済金について

地震特約がある場合⇒①地震災害見舞金 と ②地震災害共済金 が給付されます。

地震特約がない場合⇒①地震災害見舞金のみ給付されます。

①地震災害見舞金（基本契約）

市町村が発行した「り災証明書」によって共済金が変わります。

損害の程度(り災証明書)	共済金(支払額)	限度額
全壊	5,000 円×建物加入口数	100 万円
大規模半壊・中規模半壊・半壊	2,000 円×建物加入口数	50 万円
建物の損害額が 50 万円以上の 準半壊・部分壊	500 円×建物加入口数	10 万円

※建物の損害額が 50 万円未満の場合は、地震災害見舞金はありません。

※空家・貸家は「地震災害見舞金」の対象外です。

②地震災害共済金（地震特約）

市町村が発行した「り災証明書」によって共済金が変わります。

損害の程度(り災証明書)	共済金(支払額)	限度額
全壊	40,000 円×加入口数	1,600 万円
大規模半壊	24,000 円×加入口数	1,200 万円
中規模半壊・半壊	14,000 円×加入口数	800 万円

市町村が発行した「り災証明書」が「部分壊（一部壊）」となっている場合、もしくは市町村が発行した「り災証明書」がない場合は以下の通りです。

損害の程度(り災証明書)	共済金(支払額)	限度額
50 万円以上の準半壊・部分壊	7,000 円×加入口数 か、 損害額の 60%のいずれか少ない額	400 万円
50 万円未満の準半壊・部分壊	1,500 円×加入口数 か、 損害額の 60%のいずれか少ない額	30 万円

【損害額】について

・「損害額」とは原状（り災前の状態）復旧の費用のことで、全教共済が査定し認定する金額です。

・改修時に追加しておこなった工事や、応急処置にかかった工事等の費用は含みません。

※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。

3. 「地震災害共済金」と「地震災害見舞金」の請求に必要な書類

給付申請に必要な書類は以下の通りです(申請内容によっては、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります)。

		右上の番号	必要書類	書類の説明	入手先
申請する場合かならず必要	☐	C-1	給付申請書 (火災・自然災害共済用)	全教共済所定の書類です。 ※「4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無」欄の記入漏れが目立ちます。必ず記入してください。	共済会 または ホームページ
	☐		り災証明書	市町村が発行した損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「部分壊(一部壊)」)が記載されているり災証明書です(さまざまな公的支援を受けるためにも必要なものです)。 市町村による発行がされない場合は、全教共済所定の「り災状況申告書(右上の番号 C-2)」での申請は可能です(「部分壊」で認定します)。	共済会 または 市町村 ホームページ
	☐	C-3	被災状況見取図	全教共済所定の書類です。 被災箇所を赤字等でご記入ください。また、加入物件と付属建物・付属工作物の位置関係がわかるようにご記入ください。 ※建物建築時の設計図のコピーを利用されても構いません。	共済会 または ホームページ
	☐		写真	事故発生時の被害写真を撮影してください。全てのり災部分や品目について、被害の様子がわかるよう撮影してください。り災した家財を処分する場合は、品目、被害の様子がわかるよう撮影した後に、処分してください。 【必要な写真】 ・り災部分と周囲の関係がわかるもの(例:外壁の損害であれば壁1面の写真と、ひび・割れなどり災部分の写真) ・見取図とり災部分の照らし合わせができるように複数枚	業者か ご自身 で撮影
	☐		見積書 (コピー可)	内訳が記載された見積書を提出してください。 ※内訳の記載が全くない場合は査定が困難な為、内訳が記載された見積書の作成を業者に依頼していただき、提出をお願いします。 ※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。	業者
特定の場合必要	☐	C-4	家財の被害状況申告書	全教共済所定の書類です。 家財契約があり家財の被害がある場合に必要です。家財の被害内容について記載してください。	共済会 または ホームページ
	☐		マンション契約・耐火契約に関わる確認資料申告書	「マンション契約」もしくは「耐火契約」であり、その証明書を加入時に提出していない場合は、全教共済所定の「確認資料申告書」や「建物構造が確認できる資料」等を提出してください。	共済会 または ホームページ

4. よくある質問について

Q. どのように共済金を決めるのですか？

A. 地震特約がある場合、全教共済が査定し認定した「損害額」の60%を限度に共済金が決まります。地震については「原状復旧のための修理費全額をお支払いできる」制度ではありませんのでご注意ください。
損害の程度と加入口数によっても限度額が異なります。詳しい共済金の計算式については、「2. お支払いする共済金」をご確認ください。

Q. 共済金が支払われる前に工事を始めてしまってよいですか？

A. 工事をおこなうかどうかはあくまで共済契約者の方のご判断です。全教共済は提出された書類にもとづいて査定をおこない損害額を確定します。必ずしも提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。共済金が支払われる前に工事を始めた場合は、工事額とお支払いする共済金に差異が出ることがありますので、ご理解ください。

※「火災保険(共済)で自己負担なく修理ができる」と勧誘する業者とのトラブルが増えています。充分ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ、上記の目的の範囲内で提供する場合があります。

全日本教職員組合共済会 2024.3改訂